

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱

(令和7年2月20日こども未来部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県差別のない社会づくり条例(令和5年3月31日条例第13号)及び沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)の理念に基づき、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方又は一方と生計を一にする子(養子を含む。)、親等の近親者その他知事が適当と認める者(以下「近親者等」という。)を含めた家族の関係をいう。

(届出者の要件)

第3条 届出をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方がパートナーシップ関係にあること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 少なくともいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること。
- (4) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと。ただし、共に届出をしようとする者同士が事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (5) 当該届出に係るパートナー以外の者との間に現にパートナーシップ関係がないこと。
- (6) 当該届出に係るパートナーと直系血族もしくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く。

(届出の方法)

第4条 届出をする者(以下「届出者」という。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 独身証明書又は戸籍抄本(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類。)

- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 届出者は、近親者等を含めて届け出る場合には、前項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 近親者等との関係性を確認できる書類（住民票の写しや戸籍抄本等。届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 近親者等と生計を一にしていることが確認できる書類
- (3) 近親者等の記載に関する同意書（様式第2号）（届出日において15歳以上の近親者等に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 第3条第1項第3号に規定する県内へ転入予定である者は、転入後、県内への転入を証明する書類（住民票の写し又は住民票記載事項証明書。県内への転入後であって当該書類の提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出するものとする。
- 4 第1項から前項までに規定する書類の提出は、郵送又は持参により行うものとする。
- 5 知事は、届出者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。
- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める書類
- 6 前項の規定による確認は、インターネットその他の知事が指定する方法を利用することにより行うことができる。その場合、前項の本人確認書類の写しを郵送により提出するものとする。
- 7 第4項から前項までの規定は、第7条及び第12条に規定する申請、第8条及び第9条に規定する届出及び第11条に規定する申立てにおける書類の提出及び本人確認の方法について準用する。

（通称名の使用）

- 第5条 届出者は、届出書に社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができる。ただし、知事が指定する箇所においては、戸籍上の氏名を記載しなければならない。
- 2 前項により通称名を使用しようとする者は、社員証、郵便物その他日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類又はその写しを提出しなければならない。

（受理証明書の交付）

- 第6条 知事は、届出者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、届出者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第3号）（以下「受理証明書」という。）を交付する。
- 2 知事は届出者が転入予定者である場合は、前項の規定にかかわらず、転入予定者受付

票（様式第4号。以下「受付票」という。）を交付し、その後、第4条第3項の規定による提出があったときに、受付票と引き換えに前項の規定により受理証明書を交付するものとする。

（受理証明書の再交付）

第7条 前条第1項の規定により受理証明書の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書の再交付を希望するときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出することにより、受理証明書の再交付を受けることができる。この場合において、毀損、汚損により受理証明書の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書を添付しなければならない。

（受理証明書の変更）

第8条 受理証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ事項変更届（様式第6号）を知事に届け出なければならない。

（1）住所、氏名その他届出書類の記載事項に変更があったとき。

（2）パートナーシップ関係にある者のうち、いずれか一方が死亡したとき。

2 前項に規定する届出に当たっては、受理証明書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前項第1号の規定による変更内容が、受理証明書の記載事項でない場合には、受理証明書の提出は不要とする。

（1）戸籍上の改姓または改名の場合にあつては、戸籍抄本（当該改姓または改名後のものであつて、届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

（2）住所の変更にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

（3）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は第1項第1号の規定による届出により、受理証明書の記載事項の内容に変更が生じる場合には、変更後の内容に基づく受理証明書を交付するものとする。

4 知事は第1項第2号の規定による届出があったときは、死亡した日を記載した受理証明書を交付するものとする。

（受理証明書の返還）

第9条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）に受理証明書を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、受理証明書の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって、受理証明書を返還したものとみなす。

（1）第3条の要件を満たさなくなったとき。

（2）次条の規定により、届出が無効になったとき。

（無効となる届出）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する届出は、無効とする。

- (1) 届出書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

(近親者等に関する記載の削除)

第 11 条 受理証明書に氏名等を記載された 15 歳以上の近親者等は、知事にパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書に関する申立書（様式第 8 号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。

- 2 知事は、前項の規定により申立書の提出があったときは、届出者に対し、受理証明書の返還を求めるとともに、記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書を交付する。

(届出書記載内容証明書の交付)

第 12 条 届出者は、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書交付申請書（様式第 9 号）を知事に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載内容証明書（様式第 10 号）の交付を受けることができる。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(他の自治体との連携)

第 14 条 知事は、沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度の普及に向けて、県内の市町村及び県外の自治体との連携を推進する。

- 2 沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度に類する制度を実施する県内の市町村が交付したパートナーシップ・ファミリーシップの届出を証する書類については、沖縄県の行政において、受理証明書とみなす。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。